

インドネシア

目次

1. 侵害対策関連法令	1
2. 侵害対策関係機関	4
3. 侵害の定義	6
4. 侵害の発見から解決までのフロー	12
5. 侵害に対する救済手段	17
6. 留意事項	26
7. その他の関連団体	27

1. 侵害対策関連法令

1. 1 特許法 Patent Law No. 14/2001

第2章 特許の範囲

第4節 特許権者の権利と義務

第16条 特許権者の権利

第5節 特許侵害に対する法的措置

第19条 輸入製品に対する措置

第8章 小特許

第104条 特許の規定の小特許への援用

第12章 紛争の解決

第118条 特許侵害と救済

第15章 罰則

1. 2 意匠法 Design Law No. 31/2000

第2章 工業意匠の範囲

第5節 権利の範囲

第9条 権利者の独占的権利と禁止権

第8章 紛争の解決

第46条 意匠侵害と救済

第11章 罰則

1. 3 商標法 Trademark Law No. 15/2000

第2章 商標の範囲

第1節 通則

第3条 商標に対する権利

第7章 地理的表示及び原産地表示

第1節 地理的表示

第57条 地理的表示の救済

第2節 原産地表示

第60条 地理的表示の救済の援用

第11章 紛争の解決

第1節 商標侵害の訴訟

第76条 侵害の救済

第14条 罰則

1. 4 著作権法 Copyright Law No. 19/2000

第10章 紛争の解決

第55条 著作権の侵害

第56-59条 侵害の救済

第11章 罰則

1. 5 半導体集積回路配置設計法

Law on Layout-Designs of Semiconductor Integrated Circuit No. 32/2000

第2章 回路設計配置の保護範囲

第5節 権利の範囲

第8条 権利者の禁止権

第7章 紛争の解決

第38条 侵害の救済

第39条 仲裁手続き

第9章 罰則

1. 6 植物新品種保護法

Plant Variety Protection Law No. No. 29/2000

第2章 植物新品種の保護範囲

第5節 植物新品種権利者の権利と義務

第6条 権利者の権利

第9章 提訴する権利
第66-67条 侵害の救済
第11章 罰則

1. 7 営業秘密法 Trade Secret Law No. 30/2000

第3章 営業秘密の所有者の権利
第4条 所有者の権利
第6章 紛争の解決
第11条 侵害の救済
第12条 仲裁手続き
第7章 営業秘密の侵害
第13-14条 営業秘密の侵害
第9章 罰則

1. 8 民法 Civil Code

Burgerlijk Wetboek voor Indonesie 1847
第 1365 条 不法行為の賠償義務

1. 9 刑法 Penal Code

Wetboek van Strafrecht 1915
第 380 条 虚偽表示、模倣品の取扱の刑罰
第 382 条の 2 誤認混同、不正競争の場合の刑罰
第 393 条 不正行為目的での輸入の刑罰

1. 10 消費者保護法 Consumer Protection Law No. 8/1999

第4章 不正表示の禁止
不正な表示に加え、誤認混同、詐欺的なものも含まれる。
第10章 紛争の解決

1. 11 税関法 Customs Law No. 17/2006, as amended No.10/1995

第10章 知的財産権を侵害する商品の輸出入の禁止、制限及び管理
第1節 輸出入の禁止と制限
第2節 知的財産権侵害品の輸出入の管理
第 54 条 商標と著作権を侵害する物品の輸出入の留置

1. 12 仲裁法 Arbitration Law No. 30/1999

各手続きで引用される仲裁規定

2. 侵害対策関係機関

2. 1 インドネシア知的財産権庁

Directorate General Intellectual Property Rights (DGIP)

Direktorat Jenderal Hak Kekayaan Intelektual

住所: Jalan Daan Mogot KM 24
Tangerang 15119 – Banten
Indonesia

電話: +62-21-552-4992

Fax: +65-21-552-5366

Website: www.dgip.go.id/

[知的財産権の認可機関、法整備、公衆の知財認知の促進、知財環境の整備、権利保護など政治的な役割が責務となっています。]

2. 2 知的財産権侵害管理チーム

National Team of Management of IPR Infringement

Tim Nasional Penanggulangan Pelanggaran Hak Kekayaan Intelektual

住所: Jalan Daan Mogot Km. 24
Tangerang – Banten 15119
Indonesia

電話: +62-21 – 551-7921

Fax: +65-21 – 551-7921(電話に同じ)

Website: <http://timnaspphki.dgip.go.id>

[各国家機関の知的財産権担当官をチーム編成し、知的財産権侵害の態様の確定、防止のための政策、公衆への知財侵害認知の促進、各国間との知財侵害防止環境の整備などが責務となっています。]

2. 3 インドネシア国家警察(POLRI)

Indonesian National Police

Kepolisian Negara Republik Indonesia

住所: Jalan. Trunojoyo No.3
Jakarta Selatan
Indonesia

電話: +62-21-72-1814

Fax: -

Website: <http://www.polri.go.id/>

[法執行機関であり、法と人権、安全保障と秩序の維持、および国家安全保障の責務を担っています。]

2. 4 医薬食品管理庁

The National Agency of Drug and Food Control

Badan Pengawas Obat dan Makanan

住所: Jalan Percetakan Negara No.23

Jakarta 10560

Indonesia

電話: +62-21- 424-4691/4288-3279/4288-3309/4288-3462

Fax: +62-21- 4288-9117

Website: <http://www.polri.go.id/>

[薬品及び食品分野での安全確保を含む国家方針の策定や執行、評価機関としての活動などの責務を担っています。]

2. 5 インドネシア検察庁

General Attorney Office of the Republic of Indonesia

Kejaksaan Republik Indonesia

住所: Jalan Sultan Hasanuddin No. 1

Kebayoran Baru

Jakarta Selatan

Indonesia

電話: +62-21-722-1269

Fax: -

Website: [http://www.kejaksaan.go.id /](http://www.kejaksaan.go.id/)

[調査、起訴、刑事事件の監督と執行などの責務を担っています。]

2. 6 インドネシア最高裁判所

Indonesian Supreme Court

Mahkamah Agung Republik Indonesia

住所: Jalan Medan Merdeka 9-13,

Jakarta Pusat

Indonesia

電話: +62-21-384-3557

Fax: +62-21-381-0357

Website: [http:// www.mahkamahagung.go.id /](http://www.mahkamahagung.go.id/)

3. 侵害の定義

3.1 特許権の侵害

特許権者の承諾なく、特許権の有効期間中に、インドネシア国内で、下記の特許法第 16 条第 1 項に規定される特許権者が有する行為を行うことを他の者に禁止する排他的権利を有しています。(特許法第 16 条)

- 製品特許の場合、特許製品を生産、使用、販売、輸入、賃貸、譲渡、または販売、賃貸若しくは譲渡のために準備する行為。
- 方法特許の場合、製品を製造のために特許方法を使用すること、及び上記行為のために方法特許を使用する行為。
- 方法特許の使用により製造された製品を輸入する行為。

例外規定

- ① 発明の特許出願がなされた時点で同一の発明を実施している者は、その特許出願が登録されたとしても、先の使用人として引き続きその発明を実施する行為。(特許法第 13 条)
- ② 特許権者が得るべき利益が損なわれないことを条件に、特許の使用が教育、研究、試験、または分析を目的とした行為。(特許法第 16 条第 3 項)
- ③ 国の防衛及び安全保障を遂行するために極めて重要であると政付が判断したとき、政府はその特許を自ら実施する行為。(特許法第 99 条第 1 項)
- ④ 正式に他国で上市された医薬品の輸入及びインドネシアでの医薬品特許期間満了の 2 年前に特許満了後の販売許可を得るために製造する行為は罰則の対象とならない。(特許法第 135 条)

注)侵害となるかどうか法律上は曖昧ですが、非侵害と判断されています。

保護期間： 出願日から起算して 20 年間。

3.2 小特許権の侵害

小特許は特許法の規定に含まれています。小特許は、特許法第 8 章第 104 条の規定により、特許権と同じ規定が適用されます。なお、小特許は強制実施の対象になりません。

保護期間： 出願日から起算して 10 年間。

3.3 意匠権の侵害

意匠権者は意匠権にかかる独占権を有し、承諾なく、意匠権の有効期間中に、インドネシア国内で、意匠法第9条第1項に規定される意匠権者が有する排他的権利を行使する場合は、侵害行為と見なされます。(意匠法第9条(1))

- 意匠を使用した製品の製造、使用、販売、輸出入及び/または流通させる行為。

例外規定(意匠法第37条(5)-(7))

- 意匠権者が得るべき利益が損なわれないことを条件に、意匠の使用が実験及び教育を目的とした行為。(特許法第9条第2項)

保護期間:出願日から10年間。

更新制度はありません。

3.4 商標権の侵害

商標権者の許諾なく、インドネシア国内で次に掲げる場合は、登録商標を侵害する行為と見なされます。

- 標章とその要部または全体に類似した標章を商品及び/またはサービスに使用する行為。(商標法第76条第1項)
- 侵害と知りながら、または知るべき立場で侵害する商品やサービスの取引をする行為。(商標法第94条第2項)

例外規定

- インドネシアの商標法には、例外規定はありません。しかし、先使用や著名商標の主張は可能とされています。なお、著名商標の立法化はまだ行われていません。

保護期間:出願日から10年間、10年単位の更新可能。

3.5 地理的表示の侵害

地理的表示は商標法の規定に含まれています。第7章第1節の地理的表示の項目に規定されており、自然や民族的要因、またはこれらの組合せを含む地理的環境要因のために、そこから供給された商品に特定の特徴や品質が生じるものは原産地を示す標章として、登録を条件に保護するとしています。

- 地理的表示の権利者は、許可なく地理的表示を標章として、シンガポール国内で使用した場合に、使用停止、損害賠償、ラベルの廃棄を請求することができます。(商標法第 57 条第 1 項)

例外規定

- 地理的表示の登録出願、第三者が善意で使用した場合、その善意の第三者は地理的表示が登録された日から2年間引き続いてその標章を使用することができます。(商標法第 56 条第 8 項)

保護期間: 識別力が存続する限り、登録日から無期限。

3. 6 原産地表示の侵害

原産地表示も商標法の規定に含まれています。第7章第2節の原産地表示の項目に規定されており、地理的表示の規定を満たすが登録されないもの、または商品やサービスの出所のみを示す標章として、保護するとしています。

- 原産地表示の権利者は、許可なく原産地表示を標章として、シンガポール国内で使用した場合に、使用停止、損害賠償、ラベルの廃棄を請求することができます。(商標法第 60 条、第 57 条の援用)

例外規定

- 地理的表示の登録出願日以前より、第三者が善意で使用した場合、その善意の第三者は地理的表示が登録された日から2年間引き続いてその標章を使用することができます。(商標法第 56 条第 8 項)

保護期間: 登録を要件としないので、WTO加盟国、知的財産権の保護に関するパリ条約加盟国、及びインドネシア政府が認めた国の地理的表示を保護すると考えられます。

3. 7 著作権の侵害

インドネシアの著作権法では、明確に著作権者に帰属する具体的な権利の種別を規定していませんが、第1条第1項の定義に、「著作権」とは、著作者または権利を受けた者に与えられる排他的権利であり、現行法律と法規による限定を損なうことなく、その著作物を公表または複製するか、若しくはその目的を実施するための許可を与える権利である、と規定しています。

- 著作権者に帰属する排他的権利を侵害する行為。

(著作権法第56条第1項)

例外規定 次の行為は著作権侵害と見なされない。

- ① 国の印章及び国歌をそのまま発表、複製する行為。
- ② 政府または政府の名義で発表されたすべての情報び/または複製する行為。
- ③ 出所を明記した報道機関のニュースの全部または一部を引用する行為。
(著作権法第14条)
- ④ 著作権者の利益を害さない条件で、教育、研究、学術論文の執筆、報告書の作成、評論文の執筆に他人の著作物を利用する行為。
- ⑤ 裁判所の内外での弁護の必要から他人の著作物の全部または一部を引用する行為。
- ⑥ 教育と学術のみを目的とする講演、無料で行われる公演、盲人のために点字で科学、芸術及び文学の分野の著作物を複製するために他人の著作物の全部または一部を引用する行為。
- ⑦ コンピュータプログラム以外の著作物を公共図書館、研究または教育機関、非営利の文書センターなどで、その活動の必要性のためにのみ限定的に複製する行為。
- ⑧ 技術の実施の検討に基づいて、建物などの建築著作物に変更を加える行為。
- ⑨ 自分で使用するためにプログラムの所有者がバックアップを作成する行為。
(著作権法第15条)
- ⑩ 著作権者の利益を害さない条件で、著作権者の許可なく、国の利益のために政府がラジオまたはテレビ放送を通じて著作物を公表する行為。
(著作権法第18条第1項)
- ⑪ その著作物を個人の必要から善意に、非商業利用やその目的でなく利用する行為。
(著作権法第57条)

保護期間:

- (1) 著作物は著作者または創作者の著作権は生存期間中及び死後の翌年の1月1日より50年間。
- (2) 製作著作物の著作権は最初の公表日から50年間。

3.8 集積回路配置設計法の侵害

インドネシアの集積回路設計配置法では、著作権者に帰属する具体的な権利を第1条第6項に、「集積回路設計配置権は、その創作物に対してインドネシア政府が創作者に与える排他的権利であり、一定の期間、その創作物を利用するか、第

三者にその権利を利用することの許可を与える権利である」と規定しています。集積回路配置設計の所有者の許諾なく、次の行為を行うことは侵害とみなされます。

- 集積回路配置設計として認められた設計の全部、或いは一部を含む物品の作成、使用、販売、輸出入、及び/若しくは流通させる行為。
(集積回路配置設計法第8条第1項)

例外規定

- 権利者の利益を害さない条件で、集積回路設計配置を実験や教育目的で利用する行為。
(集積回路配置設計法第8条第2項)

保護期間： 初めて商業利用に供された日、或いは出願日から10年間。
初めて商業利用されてから2年以内に出願しなければならない。

3.9 植物新品種保護法の侵害

植物新品種の登録者の許諾なく、次の登録者に帰属する権利を、インドネシア国内で、権利期間中に実施する行為は侵害とみなされます。(植物新品種保護法第66条)

- その新品種の派生植物を含む種子や採集物を自ら使用するか、第三者に繁殖目的の使用のために使用を許諾する行為。
- その新品種の種子の供給或いは繁殖、繁殖目的での準備、宣伝、販売の申出、販売や取引、輸出入並びにこれらの目的で保管する行為
(植物新品種保護法第6条)

例外規定

- (1) 非商標的な目的で保護された新品種の繁殖物の一部を利用する行為。
- (2) 植物新品種の研究、繁殖及び開発活動を目的として保護された品種を利用する行為。
- (3) 権利者の利益を害さない条件で、食品や医薬品を供給する方針の範囲で保護された新品種を政府が利用する行為。
(植物新品種保護法第10条)

保護期間： 一年生植物は登録日から20年間。
多年生植物は登録日から25年間。

3. 10 営業秘密法の侵害

インドネシアでの営業秘密は第1条第1項に、公衆に知られず、事業活動で有益な経済的価値があり、所有者により秘密保持がなされている技術及び若しくは事業分野の情報と規定されており、第11条では第三者が下記の所有者に帰属する権利を故意に許諾なく実施した場合に、所有者またはライセンシーは提訴できるとしてあります。

- 自らその営業秘密を使用する行為。
- 商業目的で第三者に、その営業秘密の使用許諾、第三者による使用の禁止、或いは第三者にその営業秘密を開示する行為。

(営業秘密法第4条)

営業秘密が侵害される状況として、第7章第12条及び第13条は以下のように規定しています。

- (1) 故意による営業秘密の開示或いは書面の有無を問わず契約や義務を違反する場合。(営業秘密法第12条)
- (2) 法律や法規に違反する方法で他人の営業秘密を取得したり、保持したりする場合。(営業秘密法第13条)

例外規定

- 安全保障や防衛、公衆の健康や安全を目的として使用する行為。
- 営業秘密により製造された製品の関連製品を更に開発するためにリバースエンジニアリングする行為。

(営業秘密法第14条)

保護期間： 一定の要件が満たされていれば無期限。

3. 11 その他の規定

(1) 民法

第3章法律効果による契約では、第1365条で不法行為による損害賠償、第1366-1367条で懈怠などを含む行為による損害賠償について規定しています。

現在の民法については、最高裁判所が1963年No.3の通知により、参考用の規定として運用するとしています。

(2) 刑法

第15章詐欺では、第380条で著作物権侵害に対する刑罰、第382条の2で誤認混同、また不正競争行為により収益を上げた場合の刑罰、第383条で性質、品質や数量を誤認させて収益を上げた場合の刑罰、第393条で商品や包装に虚偽表示、誤認混同させる標章を表示し輸入した場合の刑罰などを規定しています。

(3) 消費者保護法

第4章では企業に課される禁止条項が規定されています。

第8条では製品の表示に、法規や規格違反、数量や成分、品質の記載違反、広告宣伝や説明書などとの違いのある場合の取引の禁止を規定しています。

第9条と第10条では誤認混同をするような販売や広告宣伝がある場合の取引の禁止を規定しています。

第11条では詐欺的表示がある場合の取引の禁止を規定しています。

4. 侵害の発見から解決までのフロー

インドネシアは 18,000 ほどの島々からなり、インド洋側のスマトラ島のアチェからパプアの太平洋側まで幅広く、189 万 km² と日本の約 5 倍の領土となっています。模倣品や侵害品は、主にジャカルタ、スラバヤ、スマランのあるジャワ島やメダンのあるスマトラ島、バリクパパンのあるカリマンタン島(ボルネオ)で流通しています。

模倣品や侵害品としては、著作権侵害の映画や音楽などが記録されたメディア媒体、靴、衣料品及び文房具や事務用品などが多く、プレーヤー、冷蔵庫などの電機製品、オイルフィルターやエアフィルター、ブレーキパッドなどの自動車部品の消耗品などに侵害が見られます。

従来は、中国からの模倣品流入が多いとされていましたが、最近タイからの流入が増加していると言われていています。オートバイやエンジン部品がその主なものです。ノーブランド品を輸入後再梱包やパッケージングする、また正規品に混入させるなどして、発見を難しくさせている状況があります。一方、インドネシア国内で生産される品質の悪い模倣品が見られるようになってきました。

インドネシア国内では、知的財産権に対する認識の低さ、行政汚職などの理由から、積極的な対応がなされてきていない歴史があります。WTO 加盟後、法律改正を行い、またアメリカ USTR の監視国とされていることもあり、模倣対策が取ら

れていますが、統計自体も正確な情報として取られているかどうか不明瞭です。ちなみに、以下の統計データは、インドネシア警察が報告している過去 5 年間の知的財産権種別ごとのレイド件数です。

知的財産権	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年
特 許 権	0	6	1	3	0
意 匠 権	5	17	3	5	3
商 標 権	48	83	18	61	34
著 作 権	1439	598	209	333	53
回路設計配置権	0	0	0	1	0
植物新品種権	0	0	0	0	0
営業秘密	1	1	0	1	1
合 計	1,493	705	231	403	91

出所: APAA 年次総会国別報告書 2010 年は 6 月末までのデータ。

4. 1 侵害の発見

インドネシア国内での知的財産権の侵害や模倣品は、ほかの国に比べて発見の報告が少ないですが、現地の販売代理店や現地法人に、その情報が持ち込まれることがきっかけとなります。

こうした情報が入った場合には、侵害の規模、侵害者の情報収集から始めます。そして、その侵害が事業や市場、又業界にどのように影響するかを評価します。

一方、インドネシアは群島で構成されているその地理的な特性、複雑な流通経路などから、侵害情報が入ったとしても、その後の継続調査が難しい場合があります。こうした侵害の調査は時間もお金もかかりますので、現地の弁護士事務所と連絡を取り、調査機関を選定して、確実な情報が得られるようにすることが重要なポイントになります。

4. 2 証拠の収集

インドネシアで侵害品の販売が確認された場合は、その侵害状況を発見した現地法人や代理店などに協力を依頼するとともに、弁護士事務所へ侵害品の購入や証拠の収集を依頼します。つまり、侵害者を訪問し、侵害品の購入、購入を証拠づける請求書や領収書の入手、また侵害品に付属するマニュアル、パッケージ、パンフレットを入手するとともに、可能であれば侵害品の生産量や生産活動の確認をしたり、侵害者との会話を記録したり、ビデオ撮影をして、購入の状況を記録します。

また、侵害品やサービスの申出、販売店舗、工場や侵害の場所の写真を日付を入れて撮影します。こうした証拠について、公証は必須ではありませんが、コピーや写真などではなく、原本や現物を確保することが肝要です。

一方、証拠収集の時点で、証拠自体が不十分である場合は無理をせずに、告訴をあきらめることを検討します。そして、引き続き法律事務所や調査会社などを通じた被疑侵害品の購入、パンフレットや製品説明書の収集、被疑侵害品の取引場所、販売状況などの調査を行います。

4.3 侵害者の特定

インドネシアでの侵害者の特定は、その後の手続きも含めて、現地の法律事務所を通じて行うことが一般的です。また、十分信頼できる知的財産権侵害の調査を業務としている調査機関は不足していると言われています。

また、インドネシアでの調査は長期間に及ぶことがありますので、調査会社のコントロールを含めて、現地の弁護士事務所を利用することをお勧めします。

4.4 権利行使の判断

知的財産権の侵害の規模や自社が所有する知的財産権の範囲を考えながら、権利行使について判断することが求められます。

まず、侵害の証拠として、十分な証拠能力のある強い証拠が収集できているかどうかを確認します。証拠が不十分であれば、コストや非侵害の提訴を受けることも含めて、無理な対応を行わないことも重要です。ここでは、併せて侵害が深刻なものであるかどうかを、その規模、性質及び損害の規模などから判断することが必要です。

次に、侵害の証拠品が入手できている場合は、精巧な侵害品か、また質の悪い模倣品であるかどうか、また自社の製品の横流しや並行輸入品ではないのかなど、さまざまな角度から判断します。こうした分析から商標、意匠、特許、また著作権など、どの知的財産権が侵害されており、どの権利で対応するのかを判断します。

この段階では、侵害品が自社の権利範囲に入るのかどうか、例えば登録商標の場合は、登録された商標の指定商品の範囲に侵害品が入るかどうかについて、確認を行います。また、現地の弁護士事務所に依頼して、侵害判断及び自社の権利の有効性については法律鑑定を得ることもお勧めします。なお、並行輸入品については、対応できないので、予め確認が必要です。

インドネシアでは未登録の著名商標を使用することは禁じられていませんので、著名商標の権利者はその商標を登録していないと、同一類似の商標を別の商品やサービスについて登録することを止めることができないばかりか、一旦登録されると悪意性を証明できない限り、取消しすることができず、使用の差止が難しくなります。また、不正競争にかかる法律が未整備のために、誤認混同や詐欺的行為については刑法に基づく訴訟で対応することができるのみで、これはまれな対応となっています。こうした対応にては、業界関係者の見解、専門家鑑定や市場調査に宣誓書などを含めて準備する必要があります。

権利行使においては、例えば、警告、レイド、民事救済、刑事訴追、そして公衆への侵害状況の周知などが考えられますが、証拠の状況、侵害の状況、規模、侵害者、及び自社が保有する知的財産権によっても異なります。もし、十分な証拠がなければ適切な証拠の確保ができるまで保留することも必要です。また、規模が小さく事業にも大きな影響がない場合には、警告書やレイドによる対応に併せて、和解契約を結ぶことが考えられます。意匠権や特許権侵害の場合には、具体的な民事上また刑事上の行動を起こす前に、現地の弁護士から成功の可能性や潜在的なリスクを判断する法的見解を入手することをお勧めします。

下記の項目は、権利者が準備段階で注意すべきチェックポイントです。

1. 入手した侵害の証拠能力の確認。
2. インドネシアで保有している知的財産権とその有効性の確認。
3. どのような手続きで救済を求めるか。
4. 関連する知的財産権の有効な証明(登録証書)の準備。
5. 現地代理人に対する委任状など手続き書類の確認。
6. 被疑侵害者の詳しい情報の入手と確認。

4.5 警告状

知的財産権の侵害が確認的で、被疑侵害者の特定と連絡先が判れば、知的財産権者は被疑侵害者に警告状(Cease and Desist Letter)を送付することができます。警告状は侵害の通知として必須なものではありませんが、侵害の規模が大きくない場合には裁判に比べて、コストも安く、早い終結をする方法として、インドネシアでは効果が期待されています。

警告書の作成では、被疑侵害者とその侵害の性質について配慮した内容で作成されなければなりません。模倣品の場合は、厳しい調子の文面になりがちですが、一般的には、侵害の対象となった知的財産権を記載し、どのような理由で侵害がさ

れているのか、例えば、侵害の中止、侵害品の引渡しなど被疑侵害者に要求する対応内容、そして、交渉やライセンスの機会を知らせる内容とします。

販売業者に警告状を送る場合には、自社の製品を販売するなど取り扱っているかどうかなどを事前に調べて、事業に影響がないように配慮します。侵害があった後でも、良い取引関係を継続したり、構築したりすることにも気を配ります。

警告書は手渡しで直接相手に届けることもできますが、その警告書が相手に確実に届いたことを確認したり、記録として残したりするためには配達証明のある書留や宅配便を利用することになります。弁護士を通じて送付することにより、相手にこちらの強い意思を伝える、また、交渉の可能性を示唆するなどの効果も期待できます。

なお、被疑侵害者の住所が国外にあるような場合には、相手の行動は素早いものと考えられますので、警告書の送付は意味のないものとなる可能性があります。したがって、警告書を送付するかどうかは、状況をよく見て判断すべきです。

侵害のレベルが低く、規模も大きくない場合には警告状の送付により、安いコストで希望する対策が取れる場合があると現地の弁護士は説明しています。相手が和解交渉に応じ、侵害者が和解書に署名し、仕入れ先や販売先の情報を提供することに同意する場合があります。こうした場合には、侵害品の引渡しや賠償金の支払いなどを求めることもできます。

こうした警告状の送付については、被疑侵害者や侵害の状況によりケースバイケースの対応が求められますので、現地の法律事務所とよく相談の上決定することをお勧めします。

4.6 侵害に対する法的措置

インドネシアでの権利行使は民事及び刑事の手続きが可能ですが、知的財産権の侵害においては、主に刑事告訴による対応が活用されています。

この背景には、法整備がありながらも仮差止による救済措置が法整備の遅れから機能していないこと、裁判所の命令があっても警察による協力が不可欠であること、警察によるレイド(強制捜査)のほうが早く安く上がること、損害賠償額が比較的少額であることなどの状況があります。

一方、知的財産権者側も十分な知的財産権網を構築していないことが多く、自社

商標をインドネシアで申請していないような場合も多く散見されます。こうした場合、侵害者が先にその商標権を取得して、侵害対策に対する抗弁とするようなことがあります。こうした先取りされた商標権の回復は民事訴訟を提起して、悪意を証明して、回復することになります。こうした場合、登録から5年以上経過すると一定の経済的安定性も生じ、さらに事態を難しくする場合があります。

知的財産権者は権利行使として、警察のレイドを伴う刑事告訴と民事訴訟を下記の表に示したとおり、民事訴訟に比べて刑事告訴が効果を上げていることがわかります。

訴訟手続き	民事訴訟	刑事告訴
係争時間	長期間	比較的短時間
効果	抑止効果を期待できない	量刑は少ないが、抑止効果を期待できる
損害賠償	損害賠償が認められる例は少ない。(過去に1例のみ)	殆どのケースが裁判外での和解している。
侵害品	各知財関係法に規定のある仮処分が利用できない。判決が出されるときには侵害品がないことが考えられる。	侵害品の差押と廃棄が可能である。

知的財産権の侵害が大きく、事業にも大きな影響がない場合は、刑事告訴を選ぶのが良いでしょう。知的財産権者やその代理人である弁護士から警察へ正式に親告を行い、侵害の発見とそれにとまなうレイド、そして、検察に事案が移管されると、侵害者は裁判外和解を知的財産権者に求めます。こうした侵害者からの和解の要請に応じて、侵害品の廃棄や謝罪広告などを条件に案件を終結する方法が警察からも推奨されています。

5. 侵害に対する救済手段

5.1 民事訴訟

インドネシアは、民事訴訟法(HIR No.44/1944)第118条は民事訴訟の管轄に

ついて、被告の住所若しくは法定住所がある管轄区の地方裁判所に提訴することができますと規定しています。しかし、知的財産権関連は特別の規定があり、ジャカルタ、マカッサル、メダン、スラバヤとスマランの 5 か所の商事裁判所が管轄裁判所となります。また、被告が外国人や外国法人である場合にはジャカルタの商事裁判所の管轄になると規定しています。なお、商標法では原告の住所や法定住所が外国にある場合は、ジャカルタの商事裁判所の管轄になると規定しています。裁判は第 1 審と上訴審の 2 審制となります。

民事救済対象としては、特許権(小特許含む)、意匠権、商標権(地理的表示、原産地表示含む)、植物新品種権、著作権、半導体集積回路設計配置権の各知的財産権及び営業秘密の違反が対象となります。民事訴訟での救済措置は、権利の種類により異なりますが、損害賠償と侵害の差止がメインとなります。詳細は下記の民事救済措置の欄を参照ください。特許法には侵害の差止に関する規定がありませんので、裁判所への提訴事由に侵害差止を加えることが必要であると考えます。

提訴の時効については、規定がありません。なお、民事訴訟の原告適格は、知的財産権者及び権利種別により実施権者が原告となることができます。

●民事訴訟の暫定救済措置

知的財産権関連法は TRIPS 協定を受けて、すべての法律で仮差止命令が規定されていますが、最高裁判所は運用手続きを未だ定めていないために利用できない状況にあります。

●民事訴訟

知的財産権者である原告は、ジャカルタの商事裁判所(Commercial Court)に提訴することになります。この裁判所は 1990 年代後半にアジア金融危機による破産などの事件を取り扱う裁判所として設立され、その後、知的財産権を取り扱うようになりました。

インドネシアでの民事訴訟は比較的簡素な制度であり、質問状の提出や情報交換などの公判前準備などはありません。訴状及び侵害にかかる証拠を裁判所に提出することから始まります。訴状の他に、弁護士への委任状、侵害の証拠、権利証書原本などを提出します。

侵害判断に関しては、裁判官が知的財産法について規範的な判断をするために、知的財産権者は一応の侵害の事実に加え、裁判官に対しても同じように侵害していることを理解してもらうように心証形成をすることが肝要です。商標であれば確か

に類似していると、意匠であれば同一であると、特許であればクレームの範囲に入ることを裁判官が認識するような立証を心がけることが重要です。

裁判所は訴状の受理後、60日以内に審理しなければなりません。判決は後半から90日以内、最大120日以内に出すことが求められていますので、最長で180日以内に判決がなされる、比較的短期間の裁判と言えます。

民事訴訟の流れ

- (1) 提訴（申立書と証拠の提出）
- (2) 公判（実体審理）
- (3) 判決（上訴の可能性）
- (4) 執行

公判において原告には、侵害の事実、自身の持つ権利の証明書原本、損害賠償を求めるのであれば損害額を立証する責任があります。著作権などの場合、権利行使前に著作権登録をするなどの対応が求められます。また、損害賠償については、証拠開示手続きなどがないので、侵害者が得た利益や原告が失った利益を証明することが難しい状況となります。

被告は、判決の破棄および再考を求めて、主に適用法律の誤りや法律の不適切な適用を理由に最高裁判所に判決日から14日以内に上訴することができます。最高裁判所は上訴を受理した日から90日以内に判決を出すこととなります。

以下は、各法律に規定される民事的救済内容です。

(1) 特許法

第118条 特許権者または実施権者は、故意にかつ権限なく特許権者の有する排他権にかかる行為を実施した第三者を管轄区域の商事裁判所に損害賠償請求を求めることができる。

* 小特許も適用可能。

(2) 意匠法

第46条 意匠権者または実施権者は、故意かつ権利なく意匠権者に帰属する排他権にかかる行為を行った者に対して、商事裁判所に損害賠償請求及び行為の差止め請求することができる。

(3) 商標法

第76条 商標権者は権利なくその商標とその要部または全体において類似した

標章を商品及び/若しくはサービスに使用する者に対して、商事裁判所に損害賠償請求及び行為の差止め請求することができる。

第 57 条（地理的表示）

第 1 項 地理的表示の権利を有する者は、許可なく地理的表示を使用する者に対して、損害賠償、使用停止、その許可なく使用された地理的表示のあるラベルの廃止を請求することができる。

第 2 項 権利侵害を受けた当事者のさらなる損害を防止するために、裁判官は侵害者に供給と複製の停止、及びその不法な地理的表示を使用したラベルを廃棄することを命じることができる。

第 60 条（原産地表示）

第 57 条及び第 58 条の規定を援用する。

(4) 著作権法

第 56 条 著作権者は、著作権侵害に対して商事裁判所に損害賠償を請求する権利及び発行された商品または複製物の差押えを請求する権利を有する。

第 2 項 著作権者は、商事裁判所に対して、著作権侵害となる講演、学術会議、公演或いは作品の展示により得られた収入の全部または一部の引渡しを命じるように請求する権利を有する。

第 3 項 判決を出す前に、権利が侵害された当事者の損失の拡大を避けるために、裁判官は侵害者に対して、著作権侵害となる商品や作品の発行及び/若しくは複製を停止するよう命じることができる。

第 58 条 著作物の著作者または相続人は、それらが有する権利に違反した場合、損害賠償の請求をすることができる。

(5) 集積回路配置設計法

第 38 条第 1 項 権利者または実施権者は、故意かつ権利なく意匠権者に帰属する排他権にかかる行為を行った者に対して、商事裁判所に損害賠償請求及び行為の差止め請求をすることができる。

(6) 植物新品種法

第 67 条 第 1 項 植物新品種の権利者または実施権者、強制実施権者は、故意かつ権利なく権利者に帰属する排他権にかかる行為を行った者に対して、商事裁判所に損害賠償請求をすることができる。

第 68 条 第 1 項 権利が侵害されている当事者の損害を拡大しないために、裁判官は裁判係属中に、侵害者に対して一時的に権利者の有する権利を侵害する行為の差止を命じることができる。

(7) 営業秘密法

第11条第1項 営業秘密の権利者または実施権者は、故意かつ権利なく営業秘密の権利者に帰属する排他権にかかる行為を行った者に対して、商事裁判所に損害賠償請求及び行為の差止め請求をすることができる。

5.2 刑事告訴と刑事訴訟

インドネシアの模倣品や侵害品の取締りは既に説明したように、レイドや刑事告訴が最も良く利用されています。この項目では、レイドと引き続き、刑事告訴について説明します。

インドネシア国家警察(POLRI)は1981年の刑事訴訟法に関する刑事犯罪捜査官としての権限を有しています。警察組織としては、階層別、管轄別に編成されており、州警察(Lepolisian Daerah)、県警察(Kepolisian Resor)及びその下位警察組織から構成されています。管轄警察の選定としては、複数の州警察が管轄する地域の場合は本部の刑事捜査局、単一の地域の場合は州警察または県警察が担当します。また、特許侵害など複雑な場合には本部の刑事捜査局が担当します。

● レイド(強制捜査)

インドネシアでは特許、意匠や商標の知的財産権侵害は親告罪となっており、知的財産権利者は警察に正式な申立が必要となります。これに対して、著作権侵害は親告罪ではないので、実務上申立に基づいています。警察は職権で捜査が可能です。

例えば、商標権侵害の告訴において、商標権者は代理人に対する委任状(公証と認証が必要)、商標登録証、真正品のサンプル及び事前の調査で入手した模倣品実物、模倣品購入時の領収書原本などを提出します。

申立を受けた警察は捜査を開始しますが、この捜査にはレイドも含まれます。事件の内容により、警察は事前若しくは遡及した捜査令状を請求することがあります。この時点で注意しなければならないのは警察から被疑侵害者にレイドの情報が事前に流れることがないように、レイドの直前まで被疑侵害者の情報を提供しないことへの配慮も時には必要です。また、被疑侵害者の状況を確認し、レイドが行われるときに、侵害品や関連情報などが入手できるようなタイミングも事前に検討しておきます。もし、摘発するには在庫量などが不十分であれば、レイドを延期するなどの対応を考えます。

条件が整った時点で、警察に連絡し、レイドを実施します。警察は案件にかかる

聴取記録をまとめ、事件として検察が取り上げるように準備します。こうした作業を行うために指定された期限はありませんので、警察の捜査のために 12 カ月以上もかかる場合もまれではありませんが、通常は 60 日程度で報告書を完成します。

レイド実施後のタイミングで、知的財産権者は警察に和解条件を提示して、侵害者と直接和解交渉を開始することができます。基本的な和解条件は、侵害の停止、謝罪広告、押収品や他の在庫の廃棄などを条件とします。和解が成立すれば、警察に対して刑事告訴の撤回を申し出ます。その後、和解条件を進めます。

● 刑事訴訟

一方、和解が決裂した場合には、警察に依頼して、事件を検察に移管するよう依頼します。検察官は捜査結果を確認します。捜査が不十分であれば、追加捜査を指示します。

刑事事件を起訴するかどうかは検察官が判断しますが、証拠等が不十分な理由がなければ、事件記録一式を地域裁判所に送付します。

刑事訴訟は被疑侵害者の居所のある地域裁判所が受理します。地域裁判所はこうした知的財産権事件の経験も少ないことから、十分な処分を期待することは難しい状況があります。多くの場合は、保護観察期間が過ぎると解放されたり、抑止とにならないような少額の罰金の支払いを命じられたりすることが起きています。

刑事訴訟の流れ

- (1)起訴（申立書と証拠の提出）
- (2)公判（実体審理：人定質問、証拠調べ、求刑、最終弁論）
- (3)判決（上訴の可能性）
- (4)執行

以下は、各法律に規定される処罰内容です。

(1)特許法

第130条 特許権者の権利を侵害した者は、最高4年の禁固刑及び/若しくは最高Rp500,000,000(5億ルピア)の罰金刑に処せられる。

第131条 簡易特許権者の権利を侵害した者は、最高2年の禁固刑及び/若しくは最高Rp250,000,000(2.5億ルピア)の罰金刑に処せられる。

第 134 条 特許侵害が証明されたとき、裁判官はその特許侵害製品を廃棄するために商事裁判所による差し押さえを命じることができる。

(2) 意匠法

第54条第1項 故意かつ権利なく意匠権者の排他権にかかる行為を行った者は、最高4年の禁固刑及び/若しくは最高Rp300,000,000(3億ルピア)の罰金刑に処せられる。

(3) 商標法

第90条 故意かつ権利なく他人の所有する登録商標と全体的に類似する標章を同じ種類の商品やサービスに使用した者は、最高5年の禁固刑及び/若しくは最高Rp1,000,000,000(10億ルピア)の罰金刑に処せられる。

第91条 故意かつ権利なく他人の所有する登録商標と主要な部分が類似する標章を同じ種類の商品やサービスに使用した者は、最高4年の禁固刑及び/若しくは最高Rp800,000,000(8億ルピア)の罰金刑に処せられる。

第92条(地理的表示)

第1項 故意かつ権利なく他人の所有する地理的表示と全体的に類似する標章を同じ種類の商品やサービスに使用した者は、最高5年の禁固刑及び/若しくは最高Rp1,000,000,000(10億ルピア)の罰金刑に処せられる。

第2項 故意かつ権利なく他人の所有する登録商標と主要な部分が類似する標章を同じ種類の商品やサービスに使用した者は、最高4年の禁固刑及び/若しくは最高Rp800,000,000(8億ルピア)の罰金刑に処せられる。

第3項 侵害物となる商品への真の原産地の記載またはその商品が地理的表示に基づき登録され、保護されている商品の模倣品であることを示す語句の記載は、第1項及び第2項の規定が適用され得る。

第93条(原産地表示)

故意かつ権限なくその商品またはサービスの原産地に関して公衆を欺き、または誤認させるように商品またはサービスの原産地表示に基づき保護されているとの標識を使用した者は、最高4年の禁固刑及び/若しくは最高Rp800,000,000(8億ルピア)の罰金刑に処せられる。

第94条 第1項 その商品及び/若しくはサービスは、第90条、第91条、第92条及び第93条にいう侵害物であることを知っているか、または当然知っているべき者であって、かかる商品及び/若しくはサービスの取引を行った者は、最高1年の禁固刑及び最高Rp200,000,000(2億ルピア)の罰金刑に処せられる。

(4) 著作権法

第72条 著作権者、演奏者及びレコード製作者の有する権利を故意に権利なく行なった者は、最低1ヶ月の禁固刑及び/若しくは最低Rp1,000,000(100万ルピア)の罰金刑または最高7年の禁固刑及び/若しくは最高Rp5,000,000,000(50億ル

ピア)の罰金刑に処せられる。

第2項 著作物または第1項に規定する著作隣接権に侵害する作品や商品を故意に放送、展示、頒布または販売した者は、最高5年の禁固刑及び/若しくは最高Rp500,000,000(5億ルピア)の罰金刑に処せられる。

第3項 故意かつ権利なく商業目的でコンピュータプログラムを複製した者は、最高5年の禁固刑及び/若しくは最高Rp500,000,000(5億ルピア)の罰金刑に処せられる。

第4項 故意に国が禁じる規定に違反した者は、最高5年間の禁固刑及び/若しくは最高Rp1,000,000,000(10億ルピア)の罰金刑に処せられる。

第5項 故意に肖像権、放送事業者の規定に違反した者は、最高2年間の禁固刑及び/若しくは最高Rp150,000,000(1.5億ルピア)の罰金刑に処せられる。

第6項 故意に相続人や継承者に関する規定に違反した者は、最高2年間の禁固刑及び/若しくは最高Rp150,000,000(1.5億ルピア)の罰金刑に処せられる。

第7項 故意に権利を管理する電子情報の規定に違反した者は、最高2年間の禁固刑及び/若しくは最高Rp150,000,000(1.5億ルピア)の罰金刑に処せられる。

第8項 故意に技術的管理手段の規定に違反した者は、最高2年間の禁固刑及び/若しくは最高Rp150,000,000(1.5億ルピア)の罰金刑に処せられる。

第9項 故意に高度な製造技術設備に関する規定に違反した者は、最高5年間の禁固刑及び/若しくは最高Rp1,500,000,000(1.5億ルピア)の罰金刑に処せられる。

第73条 著作権または著作隣接権を侵害する作品または商品及びその行為を行なうための器具は、第2項の規定を除き、処分するために国に押収される。

(5) 半導体集積回路配置権法

第42条 第1項 故意かつ権利なく回路配置権者の排他的権利を侵害した者は、最高3年間の禁固刑及び/若しくは最高Rp300,000,000(3千万ルピア)の罰金刑に処せられる。

(6) 植物新品種法

第71条 故意にかつ許諾なく植物新品種権者の新品種を使用する権利の一つでも侵害した者は、最高7年間の禁固刑及び/若しくは最高Rp2,500,000,000(2.5億ルピア)の罰金刑に処せられる。

(7) 営業秘密法

第17条 故意かつ権限なく他人の営業秘密を侵害の態様と規定される条件で使用した者は、最高2年間の禁固刑及び/若しくは最高Rp300,000,000(3千万ルピア)の罰金刑に処せられる。

● 国境対策(税関取締り)

インドネシアの国境対策は、TRIPS 協定に基づいて 2006 年に改正された 1995 年税関法により、税関総局(Directorate General of Customs and Excise; DGCE)が水際取締り全般を管理しています。税関総局には 8 つの部局がありますが、予防調査局(Directorate of Prevention and Investigation)が税関総局において、知的財産権侵害物品に対する水際取締りの全般の調整を担当しています。予防調査局の具体的な活動内容は以下の事項があります。

- ・ 税関における予防措置や違反に対する措置についての政策立案
- ・ 税関における違反に対する措置
- ・ 予防措置及び違反に対する措置の調整
- ・ 税関における調査の調整

インドネシアの税関においては、商標と著作権の侵害品の水際措置がとられることになっています。商標に関しては、商標法第 85 条から 88 条で、著作権に関しては、著作権法第 67 条から 69 条で、それぞれ規定し、これらを受ける形で 1995 年関税法第 54 条及び 62 条で輸出入の差止規定が設けられています。しかし、理論的には税関での差止の執行には、裁判所による仮差止命令が必要ですが、商標法や著作権法が規定している仮差止に対応する実施規定が未整備の状況のため、十分機能していない状況です。また、他国にあるような商標の税関登録制度もありません。

こうしたことから、理論上、知的財産権者は自らの正当な権利を証明する登録証を示して、税関の係官に疑わしい貨物を留置する要請をします。留置の申請には権利者としての証拠、侵害を証明する証拠、対象となる貨物の情報及び保証金の支払いが必要となります。係官は職権に基づき行動することができますので、対象貨物を発見することができれば、荷主や荷受人を召喚します。しかし、侵害品であれば、通常荷受人は現れないため、知的財産権者若しくはその代理人が貨物を確認します。留置期限は 10 営業日で、延長も可能です。侵害が確認されれば、刑事告訴や侵害品の廃棄を請求することになります。刑事告訴の請求があれば、税関職員は報告書を作成し、警察に提出します。その後、侵害品は廃棄されます。万一、侵害品でない場合には、申立者である知的財産権者と税関は提訴されるリスクが生じます。

しかし、このような規定はあるものの、貨物の通過における侵害品の取締りに関する規定はなく、従って実績もありません。保証金についての規定も定められていません。また、税関職員が侵害判断をするための商標のデータベースなどもない

めに、現在は十分機能していないのが現状です。

5.3 その他の紛争処理

インドネシアでは、調停も仲裁も可能です。インドネシア国家仲裁委員会(BANI)が裁判外紛争処理を担当します。担当官の指定から調停は40日、仲裁は180日に取りまとめることになっています。委員会が対応している仲裁業務の約2%程度が知的財産権関係となっていますが、仲裁手続きでは、捜査権限がないためあまり活用されていない現状があります。なお、インドネシア法務人権省は2010年5月にWIPOにならって、知的財産仲裁・調停センター((Badan Arbitrase dan Mediasi Hak Kekayaan Intelektual – BAM HKI)の設立を計画しましたが、まだ実現していない模様です。

ドメイン名の紛争については、インドネシアのドメイン名管理者であるPANDI (Indonesian domain name administrator、<http://www.pandi.or.id/>)に対して、登録商標証書を証拠として提出し、ドメイン名の削除を要請することができます。商標権者であれば外国法人でも手続きをすることができます。ただし、国レベルのドメイン名に限られます。

6. 留意事項

インドネシアでは、何と言っても知的財産権を取得していなければ十分な権利行使ができないと言って間違いがありません。また、たとえ所有しているとしても、どのような権利範囲であるか、また年金の支払いや更新手続きがなされているかどうか、権利行使に使える知的財産権があるかどうかを確認することが必要です。

例えば、特許は権利範囲(クレーム)を英語で確認するのではなく、現地のインドネシア語を翻訳し、正しく権利が翻訳されて取得できているかどうかの確認を行い、商標は商標分類や指定商品やサービスが自社の事業を十分カバーしているかどうかの確認をすることが重要です。また、商標の場合には、不使用による登録取消をうけても、インドネシア国内での使用が確実にされていれば、存続することができます。単に広告や宣伝をしているだけでは、十分な使用とは判断されず、広告に基づき実質的な販売があることが必要です。

一方、不正競争や著名性によるパッシングオフ、トレードドレスなどの対応は民法や刑法の規定により対応できるとは言われますが、実質的には非常に弱い主張で

あり、たとえ成功したとしても軽い刑罰しか認められないものと考えるべきです。

さらに、自社の商標などを先に登録された場合には、相手の登録が悪意で行われたことを証明することになります。また、こうした手続きは民事訴訟となりますので、証拠の準備や悪意の立証、高額な訴訟費用から手をこまねかざるを得ない場合があります。

このように自社の権利が確実に権利行使できる状況を確認、維持しておくことが、カウンターで攻撃を受けた場合の対応にも重要となります。

次に、インドネシアでの法整備はまだ不十分であるために、証拠収集や証拠保全の対応は難しい状況です。従って、民事訴訟に持ち込めないものが多く起きていると言えます。また、民事訴訟に持ち込める状況であっても、損害賠償での立証の難しさや訴訟にかかる費用は高額となり、実質的に費用対効果の面からみても十分納得できるものでない場合が多いと言えます。

インドネシアで注意しなければならないのは、法整備と運用については裁判官や行政官、また警察でも裁量権を持っていると考えべきです。また、倫理的な問題、人間関係が絡む場合もあります。こうした状況を解決するには、こうしたことを理解し、対応してくれる現地の信頼できる弁護士を活用することが大変重要ですので、日頃からこうした人脈を準備することも重要なポイントとなります。

一方、最近の新しい侵害の形態として、インターネット上での模倣品の販売があります。残念ながら、十分な法整備がされている状況ではありませんが、2008年に電子情報と取引に関する法律(EIT No.11/2008)が成立し、消費者保護法、商標法などとともに、これを活用できる状況になりました。こうした場合、ウェブサイト運営者やISP事業者に対して、侵害状況や対応する知的財産権を示し、侵害情報の削除を要求する書簡を送付することが考えられます。

7. その他の関連団体

7.1 インドネシア知的財産コンサルタント協会(AKHKI)

Association of Indonesian Intellectual Property Consultant
Asosiasi Konsultan Hak Kekayaan Intelektual Indonesia
住所: Senayan Trade Center (STC)

Jalan Asia Afrika Pintu IX
Gelora Senayan Jakarta 10270
Indonesia

Tel: +62-21-5793-1631

Fax: +62-21-5793-1581

Website: <http://www.akhki.or.id>

[インドネシアでの知的財産関係組織で会員は約 500 名、殆どが知財関係者です。]

7. 2 インドネシア知的財産学会 (IIPS)

Indonesia Intellectual Property Society

住所: c/o K & K Advocates

Mr. Justisiari P Kusumah

BRI II Building, Fl. 15, Suite 1502,

Jalan Jenderal Sudirman Kav.44-46,

Jakarta 10210,

Indonesia

Tel: +62-21-5785-0331

Fax: +62-21-5785-3107

Website: -

[知的財産権代理人による組織である。現在は積極的な活動がないので、個別に現地代理人に連絡を取ることをお勧めします。]

7. 3 インドネシア反模倣協会 (MIAP)

Anti-Counterfeit Indonesian Society

Masyarakat Indonesia Anti Pemalsuan

住所: CEO Suite, Lantai 39 Gedung GKBI

Jalan Jenderal Sudirman No. 28

Jakarta 10210

Indonesia

Tel: +62-21-5793-1632/5793-1581/5785-0331

Fax: +62-21-5793-1865

Website: <http://www.miap.or.id/>

[特定企業による会員制の組織で、模倣対策を行っています。]

7. 4 インドネシア出版協会 (IKAPI)

Indonesian Publisher Institutes

Ikatan Penerbit Indonesia

住所: Jalan Kalipasir No. 32
Jakarta Pusat 10330
Indonesia

Tel: +62-21- 3190-2532/314-1907

Fax: +62-21-3192-6124/314-6050

Website: <http://www.ikapi.org/>

[出版業界の展示会開催や情報交換を行っています。]

7.5 インドネシア消費者財団(YLKI)

Indonesian Consumers Organization

Yayasan Lembaga Konsumen Indonesia

住所: Jalan Pancoran Barat VII No. 1,
Duren Tiga, Jakarta Selatan 12760
Indonesia

Tel: +62-21-798-1858

Fax: +62-21-798-1038

Website: <http://www.ylki.or.id/>

[1974年に設立された非営利の消費者保護、市場調査、公共政策やサービスの支援をしています。]

7.6 インドネシアレコード産業協会(ASIRI)

Sound Recording Industry Association of Indonesia)

Asosiasi Industri Rekaman Indonesia

住所: DEA Tower I
Mezzanine Floor Suite MZ-01Mega Kuningan
Jalan Mega Kuningan Barat Kav. E4.3 No. 1-2
Jakarta Selatan 12950
Indonesia

Tel: +62-21-576-2648

Fax: +62-21-576-2649

Website: <http://www.asiri.or.id/>

[1978年に設立され、インドネシアの95%以上のレコード会社がメンバーとなっている組織で、音楽著作権の侵害や模倣品対策を積極的に行っています。]